

2014年9月26日

スカパーJSAT 株式会社
株式会社スカパー・ブロードキャスティング

スカパー！プレミアムサービス不正視聴のための機器購入に係る 民事訴訟の第一審判決について

スカパーJSAT 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：高田 真治）及び株式会社スカパー・ブロードキャスティング（本社：東京都港区、代表取締役社長：米澤 稔）は、有料多チャンネル放送「スカパー！プレミアムサービス」を不正に視聴するための装置を販売・購入した3名に対し、2014年6月19日に損害賠償の支払いを求める民事訴訟を東京地方裁判所ほか2ヶ所に提訴しておりました。

この度、3件のうち2件の第一審判決の言い渡しが行われましたので、お知らせいたします。

不正視聴は、有料多チャンネル放送全体の健全な普及拡大に甚大な影響を与えるものであり、悪質かつ許されざる行為です。今後も有料放送サービスの不正視聴にまつわる行為については、有料放送の公正な視聴の観点から厳正に対処していく所存です。

記

1. 民事訴訟案件①

訴訟を提起した裁判所及び年月日	富山地方裁判所 2014年6月19日
訴訟を提起した者（原告）	スカパーJSAT 株式会社 株式会社スカパー・ブロードキャスティング
訴訟を提起した相手（被告）	富山県在住の男1名
第一審判決言渡し日	2014年9月4日
判決の内容	被告に対して損害賠償額（899,145円） 支払いの判決

2. 民事訴訟案件②

訴訟を提起した裁判所及び年月日	仙台地方裁判所 2014年6月19日
訴訟を提起した者（原告）	スカパーJSAT 株式会社 株式会社スカパー・ブロードキャスティング
訴訟を提起した相手（被告）	宮城県在住の男1名
第一審判決言渡し日	2014年9月26日
判決の内容	被告に対して損害賠償額（585,805円） 支払いの判決

以上